

てその者にサービスを提供するということを意味するのなら、その選別の程度いかにもよると思うけれど、現在の所得制限の水準でいうと、選別主義の施策については原則として無料でもよいの

ではないかなと感じている。

以上、私の感想を述べさせていただいて、これに対してお答えがあればありがたいと思う。

討 論

司会(小山所長) それではこれから討論に移ります。まず最初に、三浦さんと、堀さんからコメントをされているので、いわれっ放しということも何ですから、大山、京極、大野3先生の順序で、それぞれコメントに対してお答えがいただければと思います。

大山 かなりパッチワークとしては、うまくできていたのではないかと思っていたのですが、ほつれもあったようです。

第1に、これは三浦先生、堀先生ともご指摘された点ですが、初めのほうはソーシャル・ポリシーから始まってきて、ソーシャル・サービスがあって、最後のほうは福祉サービスの問題だということで、このへんの脈絡が明確でないという趣旨であろうかと思えます。

たしかに、ミシュラの社会政策のモデルから始まっていく流れとしては、これはまさにソーシャル・ポリシーの意味なわけですが、私が社会サービスという言葉をあいだに入れたのは、日本の場合には縦割り型というか、社会福祉6法を中心とした縦割りの狭義の社会福祉という概念が定着してきている。しかし最近、統合という言葉が使われているが、福祉サービス、これはイギリスではパーソナル・ソーシャル・サービス(対人サービス)と呼んでいるが、その対人サービスそれ自体のなかに住宅の問題が入ってきたり、保健医療の問題が入ってきたりして、対人サービスそのものが他のサービスとの統合とか連携を必要としてきている。要するに対人サービスそのものが、社会サービス化してきているわけです。社会サー

ビスというときには、ソーシャル・ポリシーのなかに入れられているいろんなサービスを包括しているわけで、そのなかに対人サービスというのが位置づけられるということです。この点先ほどの報告ではちょっと舌足らずのところがあったと思いますが、そういう意図があったんだということです。

こうした点を意図しながらフォーダーの書物で社会政策、社会行政、社会サービスの概念とその相互の関係を明らかにしようとしたのですが、ちょっと言語明瞭だが、意味不明のところがあったようです(笑い)。それは結局イギリスにおいても、とくに社会サービスの概念規定はあるようで、ないということではないでしょうか。したがって、社会サービス概念について、これからわが国で考えていく場合にも、先ほどティトマスの指摘を紹介しましたが、従来、対象とか、便益の帰属というところで考えられていたが、もっと供給主体の問題であるとか、サービスの包括性・統合性といった観点からも検討が必要であろうと思えます。

それ以上のことはまだ考えていないので、答えになっていないことは重々承知のうえで、先に進ませていただきます。

第2点目については、これは堀先生のほうから出された点ですが、その前に、三浦先生から出された問題で、とくに私は福祉の論理というなかで、従来三浦先生のご指摘のように、生活の論理というのはとくに対人サービスにおいては、たとえばケースワーク論をはじめとして、もともと自己決定の原則とかクライアントの主体性が強調さ

れてきたわけで、こと改めて社会の論理、経済の論理のなかで生活の論理をもち出す必要もない、あるいは、どういう意味なのかということですが、たしかにおっしゃるとおりだと思います。

ただ、私がここでわざわざ生活の論理というのを入れたのは、これは先ほどの堀先生のご指摘にも関係がありますが、社会的価値のなかに社会参加というものを入れてきたわけですから。この社会参加というのにはやはり、主体性とか、創造性というものが必要になってくるわけですが、またこの社会参加というのには単にクライアントだけではなくて、地域全体、企業も含めてコミュニティ全体の問題としてとらえなければいけないという意味があります。

それから、もうひとつの意味は、従来のようなサービスの消極的な受け手というようなものではなくて、むしろ積極的な、とくに人権として、利用者が主体的にサービスを選択して活用していくというところにアクセントがあります。こうした脈絡で社会参加を社会的価値のなかに入れるために、生活の論理というものをややアクセントをおいてもち出したわけです。

さらに三浦先生ご指摘の点で、表1についての説明ですが、これは昭和四十何年に三浦先生のお書きになったものだとおっしゃっておられるのですが、公私の役割というものを考えていくうえにおいて、機械的に公私の役割というものは決められないが、何らかの基準が必要になってくるわけですが、そういう基準づくりという問題意識をもって、三浦先生がお書きになっているものが非常にユニークなものですから改めてまた使わせていただこうと思ったわけです。これを使って、ひとつの試みとして地方自治体の老人福祉施策の体系づくりができるかどうか試みたわけです。これからこういう何らかの基準に基づいてサービスの体系づくりといった具体的問題に入っていかなければならないだろうと思います。

三浦先生も京都で使われたときに、なかなか硬直的で難しかったということをおっしゃっていただきましたが、私もこれはある程度の大枠はできて、具体的なサービスを体系化しようとするとか

は難しいところがあるという印象にとどまっています。しかし三浦先生の枠組みそのものについては、今後こうした検討をしていくためには、ワンステップとして重要なことだと思います。

あと、堀先生のご指摘のなかで、家族の機能、社会の責任ということですが、この点についても単に国家に対して権利の矛先を向けるだけでなく、地方自治体とかいろんなレベルがあり、そういうなかで権利・義務関係を考えなければならないのではないかと、ということですが、この点については私は先ほど社会市場型の契約法理という言葉を使ったわけですが、それは堀先生ご指摘の意味で使っているわけです。ご承知のように、そういった法学的な研究も進められているようです。私もまだきちんと整理しておりませんが、今後の重要な課題だと思っています。

それから家庭の機能との関係ですが、つまり私的扶養と公的扶養の関係のご指摘ですが、きょうの私の報告ではこの問題についてはあえて触れませんでした。公私の論理的レベルでとらえるときには、その具体的な扶養義務関係とか、費用負担の問題とかは補完性の問題、三浦先生は即自性、補充性、代替性という言葉を使っておられますが、こうした補完性の問題として触れているわけです。この私的扶養と公的扶養の問題は、いろいろな法律学者のあいだでも、社会学者のあいだでもずいぶん研究されていますが、きょうのところはそこは触れることができませんでした。

それから平等の問題は、これはとくに社会的効率の問題と関係づけられることになります。社会的効率というのはニーズをどういうふうに重点的に充足するかという問題で、単にゾルレンのレベルの問題ではないと思います。かなり実践的なものとして、社会的効率につながる平等として、先ほどのロールズの、とくに第2原理のところを重視しているわけです。ただ、ロールズのいう平等というものは、自由とも関連づけられており第1原理とも併せて検討しなければならないものだと考えています。

時間の制約があるので、全部にお答えできたかどうか、また答えになったかどうか疑問ですが、

このへんでとどめておくことにします。

司会 では、次に京極さんお願いします。

京極 大変的確なコメントをいただいて、ありがとうございました。

まず、三浦先生のコメントのなかで、ニーズの変化をどうとらえるかということだが、私もかねがね貨幣的なニーズから非貨幣的へという、三浦先生が前に展開された議論を使わせていただいているのだが、同時に非貨幣的ニーズのなかでも新しい変化が生じてきている。それがないと、在宅サービスの展開にしても、シルバーとか、そういうものを盛り込んだ展開にしても、貨幣的ニーズから非貨幣的ニーズ、マネタリーなニーズからノンマネタリーのニーズという、それだけでは説明しきれないということは重々感じている。

実はきょうお話ししなかったが、三浦先生の展開されているニード・オリエンテッドからニード・オリエンテッドへというひとつのアプローチ、つまり丸ごと福祉の対象にしてしまうのではなくて、自立をなるべく促進するには、欠けている部分に対して援助をしていく。とくに在宅福祉サービスは、そういう展開になっている。これは私は非常に賛成である。

なお、ひとつこの問題でまだまとまっていないのだが、そのことと表裏一体なのだけれど、他方では、人間の尊厳という点では、自立援助みたいなことを非常に強く出すサービス、丸ごとではないかもしれないけれど、その人間の尊厳というのを非常に重視して、たとえば障害者であってもノーマライゼーションでなるべく自立させる、老人であってもそうだというものと、従来丸ごと施設でお世話しているけれど社会から切り離されるとか、必ずしも人間の尊厳としてどうなのかという、その問題があって、それをどういう表現をしようかなと思っているのだが、まだ私なりの回答はない。仮に名づけるとしたら自立的ニーズというか、依存的なニーズから自立的ニーズという、そういう変化が起こってきているような感じがしている。

それは表現がまだ固まっていないので、きょうはお出しすることはできなかったが、先ほど申しましたニーズの多様化、高度化ということだけで

はなくて、新しいサービスを必要とするニーズ変化については、非貨幣的なニーズのなかでも段階分けするというか、あるいは区別する必要があると、私は思っている。ただ、まだ理論構築ができていないのでお話しできませんでした。

2点目は、私なりに大きな社会福祉の範囲を考えたときに、3層構造、新しい第2種、第3種ということで説明をさせていただいたが、これは堀先生のご指摘とも関係があるが、社会福祉事業法を具体的にどうするかというときに、説明では社会福祉事業の共通事項に関して定めるということがあるので、基本法的要素が社会福祉事業法に全くないわけではないけれど、社会福祉を運営、経営、事業するというのを基本にしているので、社会福祉事業法というのは基本法的性格を一部加味しているけれど、原則的には基本法ではないと思っている。むしろ旧生活保護法は基本法であり、かつ総合法であったと思う。

その面で、そういう社会福祉の大きな範囲のほうは、社会福祉事業法でいうべきことではないかもしれないので、ちょっと私も歯切れが悪い。ただ、いずれにしても社会福祉の範囲というのを定めて、社会福祉事業というのはどこを守備範囲にするかという仕分けも、ひとつ今後の課題になるのではないかな。

理想的には社会福祉の基本法をつくって、障害者関係のいろいろなたくさんあるけれど、統合をして、あるいは老人については保健と福祉を統合して、児童とか、母子だとかゴタゴタあるのを統合すれば、少なくとも3つか4つぐらいの体系になるのではないかな。そこで、差し当たり社会福祉事業法の範囲だけでも、きょう理念のお話はしなかったが、社会福祉の理念というのをもう少しクリアに出して、身体障害者福祉法ではすでに理念の改正が行われたが、ああいって理念の問題をしっかりおいて、社会福祉の範囲を広くしておいて、そして公的なものをどこに守備範囲をおくかという段階かなと思っている。ただ、これは行政的判断もあるし、国民の期待もどこまであるか、私としてはそこまでいいきれないので、基本的な考え方の方向はこうなんじゃないかということだけを

お示したわけである。

それから堀先生のもうひとつのご指摘も、大変重要な問題であって、事業法改正の問題は時代的背景その他、長期的問題、当面の問題といろいろあって、やらなければいけないのだが、社会福祉法人というものの以外にも財団法人と社団法人とあるし、たしかに社会福祉事業法というものは、社会福祉法人を決めて共同募金会なり社会福祉協議会は別途の位置づけだが、同じ社会福祉法人のなかでも別格扱いだが、かなり公共性の強い公益法人を新しくつくるということで大きな意義をもったのですけれど、社会福祉事業法の流れでいうと、もう一度社会事業法へというわけではないが、かなり民間性の強いものを法人格は別として認めていくという、そういう面では規制緩和だということである。

広い意味で社会福祉に関連する営業活動とか、そういうものも、これは時代状況のなかでのとらえ方だが、そしてたしかに規制緩和の時代だが、むしろ取り込んでいくほうが国民の福祉ニードの変化に対応できるのではないかな。業界の自主規制ももちろん大事だが、丸ごと援助はしないが、通産行政などでも相当程度の援助をしているので、国民の生命と暮らしにかかわるところに多少のはずみのつく援助をして何でいけないのかと、むしろ逆に聞きたいぐらいである。造船だとか、不況業種だ何だともものすごい財政的援助をしているので、福祉と名乗って事業活動を何らかの形でするかぎりには一定の財政措置を、それができなければ金融的な緩和とかいろんな形で、あるいは消費者の側でそれを使うときに多少所得控除があるとか、何か考えていっていいのではないかな。それが国民の期待に沿うのではないかな。もちろん公的な行政がいたずらに後退していいということではないが、そういう形でむしろ規制緩和の概念からいうと、必ずしも私も整合的な話はできないが、全体としては時代に沿っているのではないかなと思っている。ただ、業界のそういう倫理綱領の策定などの自主的努力というものは、それはそれで独自に大事なものだと思う。

それから、さっきいい忘れたが、ボランティア

を育成する民間事業だとか、シルバーサービスを育成する事業、こうした民間事業そのものは、あるいは公的事業も含めて、当然のことながら社会福祉事業といってもいいのではないかな。ただ、そのもの自体が入るかどうかなというのは、事業法の解釈からはちょっと無理だと思う。だから改正のときに、それをどこまで加味できるかという議論になっていくのではないかな。

それから保健、医療、福祉の連携の問題、これを具体的にどうするか。将来構想としては、保健所と福祉事務所の合体とかいろいろあるけれど、現実論としてどうなのかというときに、先ほどの社会福祉事業法のところでいわなかったけれど、基本的視点として盛り込むとか、あるいは民間活動なり、あるいは社会福祉協議会なりが業務のなかにもう少し保健的なものを取り込んでいっていいのではないかな。公的機関のドッキングというのは、行政の縦割りのなかで、なかなか困難ですが、少なくとも民間の団体が保健と福祉のサービスの連携の要になるということは、社会福祉協議会の規定上に盛り込めるのではないかな。そういうことを考えているのだが、具体的な提言はまだいいない。そういうことも含みに入れて、民間が差し当たってはやりやすいようにやったらどうか。現に医師会とか、教育委員会がいろいろやっているし、市町村社協のなかには、進んでいるところはかなりそういうものが入っているので、これは実態にも合っている。そういう形で何かやる。あと公的には厚生省のほうで老人福祉課などで政策化されているが、連絡会議その他でやっていけばいい。

事業法がらみでは、そんな形で対応できないかなと期待をもっている。ただ、このへんの問題になると大変難しく、現にあるものをどうするかということになるので、何ともまだ結論は出ていない。これは保健所は保健所で将来構想を見直しているようですが、いまのところはパラレルに進んで、やっと21世紀の課題になってしまうのではないかな。当面は少なくとも、民間レベルでオフィシャルのところで何か連携できないかという考えはもっています。

問題提起ばかりで、学問的な裏付けというか、展開をきちっとしてご報告をしなければいけないのだけれど、いろいろ雑務に追われてそれができず、大変恐縮をしている次第です。

司会 では、大野さんお願いします。

大野 最初に、三浦先生からいただいたコメントについてお答えしたい。

第1点は、有料対無料の問題は、もともとサービスの性格から出発したのではなく、負担能力から出発し、その後、負担能力が高まったことなどから、最近その性格が問題になってきた、というご指摘であった。私は福祉関係のそういった歴史的背景には詳しくないが、たぶんご指摘のとおりだと思う。ただし、負担能力が所得保障制度などを通じて高められている今日状況の下では、負担能力サイドからでは有料対無料について決め手になる議論がしにくいということは、いえるのではないかと思う。

というのは、先ほどいったように、負担能力を高めておいたうえで適正な利用者負担を課するという途が、従来よりも広がってきているからである。だから負担能力サイドからでは、一般論として決め手になる議論はしにくいのではないかと思うわけである。

第2点は、私が分類をした福祉サービスの5つの類型と、具体例との対応関係についておわかりになりにくいということだが、これはもともと説明が不十分であった。また、報告のなかでもいったように、この種の対応関係はいろいろな見方がありうる事柄で、一義的な結論が出るようなものではないので、私があげたものが適切かどうかという点でも問題があると思う。

この対応例は、外部経済効果の強さと所得制限が設けられているかどうかとについての、ひとつの見方を示したものである。その場合、とくに問題があるのは、外部経済効果の強さをどう見るか、あるいは便益が個々の当事者に帰属する度合いをどう見るか、という点にあるかと思う。

その点についての、この場合の考え方をいうと、教護院の場合には、矯正というかなり強い教育的要素が含まれているので、準公共財的な性格を備

えていると見ることができると思う。保育所の場合も、建前はともかく、実際上は、幼稚園的な教育の要素が含まれている。そういう実際の観点からすると、準公共財とまではいわないにしても、純粋な私的財ではなくて、その中間の準私的財と見るのが妥当ではないか。特別養護老人ホームなどからの受益は、その大部分が当事者、あるいはその家族に帰属すると思われるので純粋な私的財と考えている。

次は授産施設だが、これは、さきの見方からすると、訓練の要素が入っているの、その意味で、外部経済効果が伴うということがいえるように思う。その程度をどう見るかだが、民間にいろいろな各種学校があることを念頭において考えると、必ずしも公共性の高いものではないといえよう。逆にいうと、プライベートの性格がかなり強いのである。だが、外部経済の要素が含まれているという考え方はできるかと思う。そうだとすると、やはり準公共財あるいは純粋私的財というよりも、準私的財と見るほうが妥当ではないかと考えられる。この場合、そのように判断するひとつの根拠は、民間で、公共団体がほとんど関与していないいろいろな種類の各種学校がいろいろな訓練を行っているということにある。

最後の救護施設の場合は、その便益の大部分が当事者に帰属するのではないかと考えているので、純粋な私的財として位置づけている。それらの対応が適切かどうかはかなり問題のあるところかもしれないが、ひとつの例をあげたということである。

次は、堀先生のコメントについてお答えしたい。第1点は、障害者の場合に、その障害を補って、一般的な水準に引き上げるための費用については無料でもよいのではないかと、ということであるが、私もそういう場合には無料でもよいのではないかと考える。

その場合の、私の5つの無料化要因との対応関係だが、ご指摘のとおり、うまく対応しないように思う。強いて対応させるとすれば、現物給付の所得再分配手段ということでカバーできるのではないかと。つまり、その費用を公共的に負担すると

いう点に着目すると、一種の現物給付の所得再分配という性格を備えているといえるのである。ただし、当事者やその家族が非常な高額所得者であるという場合には、再分配政策の一環としてそういうことが行われるという見方ができるかどうか、問題があると思う。

第2点は、選別主義の場合には、原則として無料というふうについてよいのではないかというご指摘だが、そういう見方も当然ありうると思う。ただし、原則として無料ということはかなりシビアに解すると、そのようには割り切りにくい面があると考えられる。その第1は、先ほどいったように、所得保障によって負担能力を高めておいて、ある適正な負担を課するほうが望ましいケースもありうるのではないかということである。第2は、選択的な性格が非常に強くて、利用する、しないの差が目立つような場合には、選別主義でもやはり利用者、非利用者間の公平ないし社会的公平の点から、何らかの利用者負担を課するほうが望ましいこともありうるのではないかということである。また、実際においても、生活保護の医療扶助の場合には、負担能力のある者には応分の負担を求めるということになっているようである。なお、福祉サービスからは離れるけれど、低所得者向けの1種、2種などの公営住宅の場合、これも一種の選別主義の施策だが、家賃が課されている。そういった実面的な面からしても、選別主義即無料と割り切ることは若干抵抗を感じる。

司会 いまそれぞれお答えがありました。本当いとうとコメンターがもう1回反論していただくのが筋なのですが、どうも時間がなくて、フロアのほうへお返しいたしますので、ご発言のございます向きはどうぞご自由をお願いをしたいと思います。

なければコメントのほうから、何か補足していただきますか。

三浦 感想めいたことですが、冒頭に申しあげましたけれど、もともと社会福祉そのものがきわめて多義的な内容を含むものであり、さらに現実の改革はいろいろな条件に規定されます。そのうえ立場の違いで論議の方向も変わってくるだけに、

このような研究的なシンポジウムにはなじみにくい主題であったと思う。

そういうことをあえて念頭において大山さんのご発言に再度かかわることになりますが、先ほど堀さんもお尋ねになった、平等の社会参加という目標について、さらに論議する必要があるように思う。私もおっしゃりたい気持ちと、そのよって立つべき価値判断はよくわかるような気がする。しかし、それが社会福祉の目標として設定されたとすると、その概念をいまい少しはっきりさせていく必要がある。平等という概念はともかくとして、とくに社会参加というものについては、堀さんからのご指摘もあったが、その意味内容をもっと吟味していかなければならない。

というのは、実は私自身も社会参加という言葉ではないが、同じようなものを考えているからである。従来から社会福祉政策の目標を自立という概念で呼んだりしている。しかしこの自立というのいろいろなインプリケーションがあると思う。この言葉は古くからいわれてきましたが、そのなかに身辺の自立、精神的自立から社会的自立までいろいろの意味が含まれている。ところが1960年代ぐらいから社会福祉のなかで自立ということだけでは社会福祉の目標としては不十分だということで、新たに目標概念が現れてきている。これは適当な表現ではないかもしれないが、私は社会的統合という言葉表現してみたらどうかと思ったりしている。別のいい方をすると、自立を妨げている社会的、経済的、環境的な諸条件、バリアがある。そしてこのバリアを解決しないかぎり、個人個人の自立ということはなかなか達成しえない。かつては社会的自立という言葉を使ったこともあったようであるが、それだけではどうも覆いきれないものがあるような気がして、あえて自立とは別に社会的統合という目標概念を設定している。そしてこの社会的統合の内容として参加だとか、平等というものを含めていくのはどうであらうか。そんなふうな気がしているので、福祉参加のご指摘もありますけど、再度そういったところについてお教えいただければと思う。

実はそこいらあたりの議論が出てくれば、いち

ばん最後のほうに出てきた互酬型の供給組織などの議論もしやすいと思う。つまり社会福祉というのは単に、個人個人の自立を確保するだけではなくて、その個人を取り囲む社会全体の統合性を高めるという観点と結びつけて供給システムのあり方というものを考えてみると、最近私どもが盛んに問題にしている、互酬型の供給システムというのは個々人の自立を図るためのサービスを提供するというだけでなく、この供給システムそのものが社会的統合を高めるためのひとつの手段というふうに考えることができるのではないかと思います。

もうひとつは、改革の議論というのは、いろんな条件の下で、いろんなものが出てきている。これらの事実を記述的に表現するとともに、研究的にやる場合には、そのへんをどう抽象化し、一般化した理論的な枠組みをつくるかということが必要になると思う。とすると、やはり先ほどのようにニード論とか、サービス論とか、それからいま問題にしたサービス供給論を手がかりにして、どういうふうに流れを整理するかというあたりがさらに検討できるように思う。

堀 私の利用者負担に関心をもって、ずっと研究してきましたので、大野先生に少しお尋ねしたい。まず、外部効果というものは、量的な問題があるのではないかなという感じがしている。先生の準公共財と準私的財を区別したのは、そこらへんについて考えられたものであらうと思う。しかしながら外部効果の強さと、私的財的な性格を量的に把握するのは、非常に難しいのではないか。そこを具体的な施策にあてはめる場合に、経済学的に何か判断できるのかどうか。

もうひとつは、有料か、無料かというより、有

料にしてどれくらい負担させるかという問題にかかわるのかもしれないが、たとえば老人の重介護の問題がある。老人のケアについては、家庭が本来やるべきものを国なりがやっているのだから、これは私的財であるということだが、重度寝たきりという場合、家庭の能力を超える場合がある。また、家庭によって負担が非常に違う場合がある。夫と妻が、両方の4人の親を順々に重介護状態でケアをしたという人と、夫と妻の両親の1人をもケアする必要がなかった場合とでは、負担の程度は非常に異なるが、それを全部家族が負担しなければならないというのは不公平極まりない。そういった負担の公平という議論について、有料無料というよりむしろ、先生が今回報告から排除された、負担の水準の問題にかかわるのかもしれないが、それについてどういうふうに考えたらいいか。

司会 三浦先生、もういっぺんなさいますか。

三浦 切りがございませんので。

司会 コメンターのほうからそういうことですが、まだ十分議論を尽くしていないのですけれど、この話は非常に難しく、どちらかというと現実論と理論とがごっちゃになってしまって、整理が非常に難しい問題と思います。

きょうは社会福祉改革をめぐる基本的視点ということで、問題点を、一応各自の考えているところをご提示願ったということです。われわれとしては、これをさらに煮詰めて、何か理論構成をしていかなければならないと思います。

時間がまいりましたので、もうこれ以上やってもあれだと思うので、これで閉会にいたしましたと思います。どうもありがとうございました。(拍手)

〈昭和62年度プロジェクト報告〉研究課題 III

高齢者の消費に関する実証的研究

本研究は、社会保障研究所における昭和61～62年度の2年間にわたる研究プロジェクト「高齢者の消費に関する実証的研究」の成果のうち、62年度に行った高齢者世帯の家計構造の実証的研究をまとめたものである。この研究は、本研究プロジェクトチームが静岡県掛川市において実施した高齢者世帯の家計調査のデータを用いて行った、ケーススタディーの分析であり、それを通して仮説を導き出そうと試みたものである。

2ヵ年にわたる研究の成果は、いずれ報告書として刊行の予定であるが、全体の目次構成および執筆分担は以下のようなものである。

本報告では、これらのなかの家計分析部門を中心に、掛川家計の基本的構造とその位置づけ（担当：前田正久、湯本和子）、家計の構造と家計費の構造（担当：御船美智子）、高齢期の恒常所得と消費行動（担当：大本圭野）に関する分析結果を掲載する。

なお本研究プロジェクトの昭和60年掛川家計調査および集計作業に関しては、財団法人三菱財団ならびに生命保険文化センターより、2年度にわたる研究助成金をいただいた。

家計調査の実査では、家計簿記帳を引き受けてくださった対象世帯の方々をはじめ、掛川市の関係者の方々に多大なる協力をいただいた。また集計作業等には、上記委員のほか、荒木美和、田窪純子、宮本歌子（当時お茶の水女子大学4年生）の各氏ならびにその他の関係者の方々の協力を得た。おわりに、これらの方々に、厚くお礼を申し上げ、感謝の意を表したい。

〈報告書目次（案）〉

序 文	中鉢 正美
I. 調査の目的・対象・方法	
1. 調査の目的	{ 森岡 清美 伊藤 秋子
2. 調査の対象と方法	
(1) 世帯調査	宇野 正道
(2) 家計調査	磯村・馬場・御船
3. 調査地域の概念	宇野 正道
II. 中高年者の生活構造の変化	
1. 中高年者の家族形態と生活構造	
(1) 59年世帯調査結果の概況——48年調査とのパネル分析	高橋 博子
(2) 家族形態の変化と生活構造	森岡 清美
(3) 同別居と社会関係	堤 マサエ
(4) 家族形態と生活構造の変化	御船美智子
(5) 家族形態の変化過程	宇野 正道
(6) 同居経験と年金生活	岸 功
2. 中高年者の所得と就業	
(1) 所得水準の変化	曾原 利満
(2) 経済状態の変化	馬場 紀子
(3) 就業と引退の背景	三上芙美子
3. 高齢者の健康と介護	
(1) 加齢と健康	高橋 博子
(2) 介護と看取り	横田 京
(3) 高齢者の「生活満足度」	臼井 和恵
III. 高齢者の家計構造の変化	
1. 高齢者世帯の家計構造と世代間扶養の状況	
(1) 掛川家計の基本的構造とその位置づけ	{ 前田 正久 湯本 和子

- | | | | |
|--|--------------------------|--------------------------------|----------------|
| (2) 中高年期の家計構造の
変化 | 馬場 紀子 | (3) 高齢者世帯の食料費の分析 | 岩田 正美 |
| (3) 高齢期の恒常所得と消費行動 | 大本 圭野 | (4) パネルデータにみる高齢者の
保健医療費 | 横田 京 |
| (4) 家計の構造と家計費の構造——
家計の分離とかかわり及び共
通・個別生活費 | 御船美智子 | (5) 加齢と家族類型による高齢者の
余暇関係費の変化 | 小野 信弥
磯村 浩子 |
| 2. 高齢者世帯の家計の変化 | | (6) 2時点比較による高齢者世帯の
生活変化 | 宇野 正道 |
| (1) 高齢者夫婦世帯の家計構造の変化 | { 伊藤 秋子
横田 京
上村 協子 | 3. 高齢者の消費行動と社会保障 | |
| (2) 同居世帯家計と高齢者の生活費 | | (1) 消費行動と社会保障 | 三上芙美子 |
| | | (2) 生活パターンと社会保障 | 岸 功
木村 陽子 |
| | | (3) 貯蓄と社会保障 | |

掛川家計の基本的構造とその位置づけに関する考察

前田正久・湯本和子

I 緒 言

昭和48年に「中高年者生活総合調査」が老後生活の経済的側面を中年期から向老期、そして高齢期へと段階的にとらえて分析するために実施された。

それから12年が経過した。前回調査直後に生じた経済成長の減速、その後の物価上昇、生活様式の変容、遠州経済圏の推移などを外包的要因として、就労からの引退、家族構成の変化、加齢による生活の変容などを内在的要因として、歳月は中高年者の生活構造をさまざまに変化せしめたにちがいない。

勤労所得の減少や喪失に代わって公的年金などの社会保障給付が十分に肩代わりを演じているだろうか。家族周期段階の推移に伴って、親から子

への扶養行動が、向老期ではどのように相互作用を示すのであろうか。

老親が扶養されることを必要とするところ、同居型以外で扶養行動が果たせるものなのであろうか。世代間扶養の見地からみれば、平均子供数が1.76人という少なさでは、分居による老親扶養は覚束ないのではなかろうか。

また、加齢は所得の構造をゆり動かし、消費構造を変化させ、費目間にも不均衡を生ぜしめてはいないだろうか。

これらさまざまな問題意識を解明すべく昭和60年調査が再び実施されたのである。

昭和60年の掛川家計調査は、昭和60年10月18日(金)～10月20日(日)のあいだに調査依頼を行い、依頼日の翌日から記帳を開始し、11月22日(金)までの1ヵ月間を調査期間とした。回収は11月23日(土)～11月25日(月)のあいだに行ったもので